

就業規則

第一章 總則

第一條 本則ハ株式會社多木製肥所工場ノ職工ニ之ヲ適用ス

第二條 本則ハ職工備入ノ際之ヲ交付シ且ツ工場内見易キ場所ニ揭示ス

第二章 備入

第三條 職工志願者ハ戸籍謄本及身元證明書ヲ係員ニ提出スベシ

第四條 職工志願者ハ詮衡ノ上適當ト認メタルモノハ体格検査ヲ行ヒ合格ノモノニ約一ヶ月ノ試験ヲ經テ採否ヲ決ス

第五條 職工ニ採用セラレタルモノハ入社ノ際別紙様式ノ契約書ヲ提出スベシ

前項ノ契約書ニハ保證人連署スルコトヲ要ス 但シ保證人ハ丁年以上ノモノニシテ當工場ニ於テ適當ト認メタルモノニ限ル

第六條 職工五十五歳ニ達シタルトキハ退職スベシ 但シ身体及精神健全ニシテ引續キ從來ノ業務ニ従事シ得ルコトヲ認ムルトキハ詮衡ノ上一ヶ年宛繼續シ五ヶ年迄留職セシムルコトアルベシ